

もみじケア訪問看護ステーション指定訪問看護事業運営規程(医療保険)

(事業の目的)

第1条 もみじケア株式会社(以下「本事業者」という。)が設置するもみじケア訪問看護ステーション(以下「本事業所」という。)において実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 本事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：もみじケア訪問看護ステーション
- (2) 所在地：広島県廿日市市廿日市二丁目5番9号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名(常勤職員)

管理者は、指定訪問看護の事業が適切に行われるように管理・統括し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護師：15名(常勤4名 非常勤11名)

看護師は、主治医の指示書と訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行い、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

- (3) 理学療法士等：8名(非常勤8名)

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施する。

- (4) 訪問看護業務補助員：5名(非常勤)

看護師等の指導の下、看護業務の補助を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間：午前9時から午後5時30分までとする。

- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について、利用者又はその家族に説明し、提供するものとする。
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を行う。
- (3) 訪問看護報告書の作成を行う。
- (4) 必要に応じて保健医療福祉サービスと連携する。

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合、健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受けるものとする。

2 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、費用の内容および金額について別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。

3 その他の利用料として次の額の支払いを受ける。

- (1) 営業時間内で2時間を超える訪問看護料金：30分あたり1,000円
- (2) 営業時間外の訪問看護料金：設定なし
- (3) 営業日以外の訪問看護料金：1日あたり2,000円
- (4) 週3回を超える訪問看護料(回数制限のない疾患・状況は除く)：1回あたり医療保険の10割
- (5) 死後の処置料：15,000円

4 訪問看護に要した交通費、駐車場代、おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。

なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 本事業所から1キロメートル以上につき…20円
- (2) 1ヶ月の往復の上限…2,000円
- (3) 公共交通機関利用は、実費負担

5 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料(個別の費用ごとに区分)の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は廿日市市(吉和は除く)、広島市佐伯区(湯来は除く)、広島市西区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤ 養護者や要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを担当介護支援専門員、市に通報するものとする

(身体拘束に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の身体拘束について次のとおりとする。

- ① 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

(業務継続計画策定に関する事項)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しています。発生時には当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年6回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

- 4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は2020年4月1日から施行する。

この規程は2020年11月1日から施行する。

この規程は2022年8月1日から施行する。

この規程は2023年3月29日から施行する。

この規程は2024年4月1日から施行する。

この規程は2024年8月1日から施行する。